

## 令和3年度第2回成田市地域公共交通会議の概要

### 1. 開催日時

令和3年11月12日（金） 午前10時～午前10時50分

### 2. 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所 6階 中会議室

### 3. 出席者

(委員) 21人

宮崎委員（代理 村島）、小川委員、湯浅委員、伊達委員、増田委員、野平委員、山田（考）委員、玉井委員、河合委員、小林委員、山田（照）委員、藤倉委員（代理 藤田）、伊藤（賢）委員、佐藤委員、板橋委員、中田委員（代理 高木）、谷平委員、米本委員、荻原委員、川崎委員、堀越委員

(事務局)

交通防犯課：鈴木課長、佐藤係長、菅谷主査

高齢者福祉課：窺課長

卸売市場：飛田主任主事

(オブザーバ)

都市計画課：芹澤課長、塚本課長補佐、川島主任主事

### 4. 協議事項

(1) 会長及び副会長選出について

(2) 成田市コミュニティバス 津富浦ルート of 改正について

(3) 成田市コミュニティバス 北須賀ルート of 改正について

### 5. 報告事項

(1) 成田市地域公共交通会議設置要綱 of 改正について

### 6. 会議の概要

本年度、委員改選後に集まる初めての会議であることから、出席委員について紹介した。

協議事項及び報告事項の概要は次のとおり。

事務局： それでは、協議事項（１）会長及び副会長の選出について、に入りたいと思います。

本日は、先ほど申しあげましたように、任期満了後、皆様にお集まりいただく最初の会議であり、会長と副会長が決まっておられません。そこで、まず、会長の選出を行いたいと思います。

成田市地域公共交通会議設置要綱第５条第１項の規定により、会長は委員の互選により選出することとなっております。現在の委員は、お手元の資料１、「成田市地域公共交通会議委員名簿」のとおりとなっております。どなたかご推薦いただけませんかでしょうか。

河合委員： 重要な案件を協議する場であるので、会長については、従来どおり市の所管部署の方を選出していただいた方がよろしいかと。

事務局： ただいま河合委員からは、これまでどおり市民生活部長を推薦いただきましたが、他にご意見や異議等はございますでしょうか。

各委員： 異議なし。

事務局： ありがとうございます。賛成の方は、改めて拍手をお願いいたします。

各委員： （拍手）

事務局： それでは、会長は谷平委員に決定いたしました。谷平委員は会長席に移動をお願いします。

続きまして、副会長の選出に入りたいと思います。要綱の規定では、会長が指名することとなっておりますので、会長からのご指名をお願いします。

会長： 会長の指名ということなので、よろしければ市民又は利用者代表として選出されている、大栄地区区長会会長の玉井委員にお願いしたいが、いかがか。

事務局： 賛成の方は拍手をお願いします。

各委員： （拍手）

事務局： ただ今、会長、副会長が決まりましたので、谷平会長からご挨拶をいただきたいと思います。

会長： 本日の会議では、新生成田市場の開場日が来年１月２０日に決定したこと

による、コミュニティバスのルート変更等を協議していただくこととなっている。市内公共交通の円滑な運営を図るため、委員の皆様からの忌憚のないご意見、ご提言をいただきたい。

事務局：ありがとうございました。また、玉井副会長におかれましては、ご挨拶はいただきませんが、2年間よろしく願いいたします。

それでは、要綱第6条第1項の規定により、会長が議長になりますので、これからの議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。

会長：それでは、協議事項（2）成田市コミュニティバス 津富浦ルートの改正について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局：それでは、協議事項の前に、コミュニティバスの運行状況について報告させていただきます。

今回の会議が初めての委員さんもいらっしゃいますので、コミュニティバスの運行内容から説明させていただきます。

成田市コミュニティバスは、現在7ルートで運行しておりまして、各地域から成田駅や成田赤十字病院、保健福祉館などの公共施設への足として、往復運行を基本としているところです。

続いて過去5年間の乗車人数の推移についてであります。平成28年度から令和元年度まではほぼ横ばいで推移しておりましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、前年度と比較し、約26%減少しております。

なお、令和3年度上半期の乗車人数につきましては、令和2年度と比較すると約12%増加しておりますが、令和元年度と比べると約27%の減となっており、回復傾向にはあるものの、コロナ前の水準まで戻るには今しばらくの時間を要するものと推測されます。

続きまして、協議事項（2）成田市コミュニティバス 津富浦ルートの改正について説明させていただきます。お手元の資料2、2ページ目と3ページ目の「成田市コミュニティバス 津富浦ルートの改正について」をご覧ください。

今回のルート改正は、令和4年1月20日に、成田市天神峰に新生成田市市場が開場することに合わせ、当該施設を経由するルートに改正するものです。

資料2の4ページをご覧ください。新たなバス停は新市場内に設けることとしまして、青線でお示した現行のルートから、市場の敷地内に入り、建物を反時計回りに一周します。新設のバス停を経由して再度道路へ出るまでの距離は約833m、一日の運行距離としては、7.5km程の延長となります。

現行ダイヤとの差異は1便あたり2分で、既存利用者への影響を最小限に抑えつつ、京成・JR成田駅と新市場を直通で結ぶ唯一のバスを運行させることにより、市民等の利便性向上を図るものであります。

バス停の名称は、今月1日から運行している、成田空港と新市場を結ぶシャトルバスのバス停と同じ「成田市場」とする予定であります。

なお、新田ルートの既存のバス停である「花植木センター」につきましては、地元自治会の要望を踏まえ、移設や廃止は行わず、今回の改正を機に名称変更を行う予定です。

以上で成田市コミュニティバス 津富浦ルートの改正についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 : ただ今、事務局から成田市コミュニティバス 津富浦ルートの改正について説明があったが、質問・意見のある方は挙手のうえ発言を。

(発言無し)

それでは、協議事項(2)成田市コミュニティバス 津富浦ルートの改正については、原案のとおり承認することよろしいか。

各 委 員 : 異議なし。

会 長 : 異議がないものと認め、協議事項(2)成田市コミュニティバス 津富浦ルートの改正については、原案のとおり承認する。

続いて協議事項(3)成田市コミュニティバス 北須賀ルートの改正について、事務局から説明をお願いしたい。

事 務 局 : それでは、成田市コミュニティバス 北須賀ルートの改正について説明させていただきます。お手元の資料3、5ページ目の「成田市コミュニティバス 北須賀ルートの改正について」をご覧ください。

新生成田市場の開場により、現在の「卸売市場」を経由するルート、公津の杜2丁目を経由して公津の杜駅へ至るルートに改正するもので、改正は令和4年4月1日付を予定しております。

改正の理由といたしましては、主に3つございます。1つめは、先ほどの協議事項でもお伝えしましたとおり、来年1月に新生成田市場が開場することにより、現在の卸売市場が公設ではなくなるため、バス停を優先的に設置する必要性がなくなること。2つめは、改正を予定している公津の杜2丁目には、現在路線バスが運行していないため、地元住民の利便性向上に繋がること。3つめは、現行の卸売市場バス停を経由することで運行距離が伸びて

おりますが、昨年の1日あたりの乗降者は1人に届かず、直近3ヶ月の利用者は5人に留まっている状況であり、乗務員の労務管理や運行経費削減の観点から、運行距離の短縮が必要と判断したことです。

今回の改正により、1日当たりの運行距離は約7km短縮され、運行経費は年間17万円程度削減される見込みです。

なお、改正後のルートには、公津の杜2丁目の医療機関が集約しているエリアにバス停を設置する予定であります。

検討段階では3か所程度のバス停の設置を計画しておりましたが、近隣を運行する民間路線バス事業者からのご意見や、一般車両の通行を懸念する地元からのご要望、成田警察署との現地立会いで指摘された安全面等を総合的に考慮し、今回は1か所のみを設置となりました。

以上で成田市コミュニティバス 北須賀ルートの改正についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 : ただ今、事務局から成田市コミュニティバス 北須賀ルートの改正について説明があったが、質問・意見のある方は挙手のうえ発言を。

小川委員 : 現在の市場を経由せず、公津の杜2丁目を経由するようになることで、距離的にも時間的にも短縮されることとなる。今回はバス停が1つ増える計画であるが、今後、地域住民からの要望等があれば増やすことも考えられるのか。

事務局 : ご要望をいただければ、今回のように協議させていただいた上で、増やすことも考えられます。

河合委員 : 今回の協議事項への異議ではないが、関係者が揃っているので、この場を借りて兼ねてからの問題点をお話ししたい。

公津の杜2丁目から日赤病院へ行こうとすると、大通りに中央分離帯があり右折できず、大回りをすることになる。当社で公津の杜に路線バスを運行するにあたり、この点が大きなネックとなっている。日赤病院からもバス乗り場の改善等の相談を頻繁にいただくが、制約があり対応が難しい状況である。また、車両の通行の合間を縫って、中央分離帯を横切る形で道路を横断する者もあり、日赤病院に苦情が来ているとも聞いている。

今ここで結論を求めるものではないが、長期の計画により進めていく内容と考えるため、この場で問題提起させていただいた。長期的な視野でこの場所の改善を考えていただきたい。

会 長 : 該当の場所については、各担当課でも対応に苦慮していることと思われる

が、市政全般への意見として控えておきたい。

他に意見等がないようであれば、協議事項（３）成田市コミュニティバス北須賀ルートの改正については、原案のとおり承認することによろしいか。

各 委 員 ： 異議なし。

会 長 ： 異議がないものと認め、協議事項（３）成田市コミュニティバス北須賀ルートの改正については、原案のとおり承認する。

以上で協議事項は終了となる。続いて、報告事項（１）成田市地域公共交通会議設置要綱の改正について、事務局から説明をお願いしたい。

事 務 局 ： それでは、成田市地域公共交通会議設置要綱の改正について説明させていただきます。お手元の資料４、７ページ目の「成田市地域公共交通会議設置要綱（案）」をご覧ください。

今回の改正内容は、要綱第２条（協議事項）の第２号について、昨年１１月の地域公共交通活性化再生法の改正により、自家用有償旅客運送の種類が見直されたことに伴い改正するものです。

なお、自家用有償旅客運送とは、バスやタクシー事業者による運行が困難な場合に、NPO法人や市などが移動手段を確保するために行うものであります。公共交通機関が運行できない地域で運行されるものと、公共交通機関を利用できない障がい者等のために福祉目的で運行されるものがありますが、本市では、バスやタクシーなどの公共交通機関が市内全域をカバーしていることから、福祉目的のもののみが運行されている状況であります。

この自家用有償旅客運送につきまして、法律の改正前は、自家用有償旅客運送の種類として、市町村が主体のものを「市町村運営有償運送」、NPO法人等が主体のものは「公共交通空白地有償運送」と規定されておりましたが、改正後は主体の区別がなくなり、「交通空白地有償運送」に統一されたところであります。

そこで、現在の要綱第２条第２号の「市運営有償運送」の文言の修正を検討いたしましたが、前述のとおり、現在の本市の公共交通の状況は、福祉目的の運行のみに限られており、そちらは既に「成田市福祉有償運送運営協議会設置規則」で定められていることから、現況に合わせる形で、第２条第２号を削除する改正を行うこととさせていただいたものであります。

なお、将来、本市の公共交通の状況が変化する等で、自家用有償旅客運送についての協議が必要となった場合につきましては、本会議で協議を行い、その結果に応じて要綱への追加等をさせていただきたいと存じます。

会 長 ： ただ今、事務局から成田市地域公共交通会議設置要綱の改正について説明

があったが、質問・意見のある方は挙手のうえ発言を。

(意見等無し)

それでは、報告事項(1)成田市地域公共交通会議設置要綱の改正については、これをもって終了とさせていただきます。

以上で協議事項及び報告事項は終了したが、その他として何かあるか。

伊達委員 : 北須賀ルートについて、今回の改正には異論はないが、以前から、公津小学校への便を増やしてほしいという要望が多く寄せられているため、今後の検討に加えていただけないか。運行時間やコスト面を考慮する必要もあるだろうが、ニーズは高いと思われるので是非検討していただきたい。

事務局 : 今後のルート改正を検討する中で、ご要望の一つとして受け止めさせていただきます。

会長 : 他にあるか。

佐藤委員 : 千葉運輸支局から、バス・タクシーの利用促進についてお願いがある。

バス・タクシーについては、折からのモータリゼーションの進展や人口減少等の影響で輸送人員が減少していたが、新型コロナウイルスが追い打ちとなり、バス・タクシーの経営は非常に厳しい状況に立たされている。

そのような中、国土交通省としても何度かプレスリリースを行い、国民に公共交通の利用を働き掛けているところである。

資料中段の旅客自動車運送事業を見てもらうとわかると思うが、輸送収入について、令和元年度を100%とすると、令和3年7月時点で乗合バスでは約80%、タクシーでは約70%、高速バスに至っては約25%と壊滅的な状況となっている。

こういった状況が続いている中、各自治体から補助金等の支援をいただいているが、成田市においても引き続き、交付金等を活用した支援をお願いしたい。ただ、公共交通は皆様の利用によって成り立つ事業であり、緊急事態宣言が解除されたことで外出する機会が増えると思われるので、外出の際は公共交通機関の利用をお願いしたい。バス事業者、タクシー事業者の方でも、感染防止対策として車内の換気や定期的な消毒、乗務員のマスク着用等、安心して利用いただけるように万全の対策をしているので、皆様もマスク着用等の感染防止対策を実施していただいた上で、安心してご利用いただければと思う。新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いた際に、公共交通機関がなくなっているようなことがないよう、国土交通省からお願いしたい。

会長 : 公共交通は維持していかなければならないものであることは、この場にい

る皆様は十分に理解しているものと思われるが、市としても引き続き発信していきたいと考えているため、協力をお願いしたい。

山田(照)委員 : 今の佐藤委員の話に対しての意見を申したい。下総地区にはTDKの工場があり、西大須賀に150人規模の寮があるが、タクシー運転手の教育に疑問を感じるような話を寮生から聞くことがある。例えば、時速40km制限の道路を時速80kmで走行され恐怖を感じたということや、運転手からサービス業らしからぬ言葉遣いをされたという内容である。運転手が足りない状況なのかもしれないが、僭越ながら、教育もしっかり行っていただくようお願いしたい。

会 長 : いただいた意見への対応をお願いしたい。  
他にはあるか。

伊藤(賢)委員 : 先ほど佐藤委員からも話があったが、バス業界は新型コロナウイルス感染症の拡大により大変な状況になっている。私が所属している連合千葉からも、成田市に対し政策制度要求ということで提言をさせていただく。内容は持続可能な地域公共交通の構築についてであり、地域公共交通活性化再生法に基づき、公共交通事業者が感染防止対策を講じた上での運行継続の後押しをしていただくとともに、公共交通事業者の倒産等による突然の路線廃止等に適切に対応できるよう、地域の足の維持・確保への取り組みをお願いしたい。また、ウィズコロナ、アフターコロナを鑑みた地域公共交通体系の検討を行うとともに、事業者等の関係機関と連携を取りながら、安全で安心な、そして安定的な運行が図れるようお願いしたい。

そしてもう1点は事務局への依頼である。先ほど、口頭でコミュニティバスの現状について報告があったが、口頭では見えない部分もあるので、報告事項として資料に入れていただきたい。

会 長 : コミュニティバスの現状報告については、今後は資料として添付したい。また、前段でお話しいただいた内容についても、意見として賜りたい。  
他には何かあるか。  
ないようなので、以上で議事を終了する。

事 務 局 : 皆様、審議にご協力いただき、ありがとうございました。  
必要な協議は全て終了いたしましたので、以上をもちまして、令和3年度第2回成田市地域公共交通会議を閉会いたします。  
なお、第3回の会議については、成田市オンデマンド交通実証実験の経過報告をさせていただくことを予定しております。開催時期は1月中旬を目途



としておりますが、詳細については決定し次第お知らせいたします。

本日は円滑な審議にご協力いただき、ありがとうございました。

傍聴の皆様、長時間お疲れ様でした。恐れ入りますが、会議にあたってお配りした資料は回収となりますので、ご協力をお願いいたします。

## 7. 傍聴

### (1) 傍聴者 4名